

防火管理者制度

消防法では、一定規模の防火対象物の管理権原者(所有者、管理者、占有者)は、有資格者の中から防火管理者を選任して、防火管理業務を行わせなければならないとされています。

建物全体の収容人員が10人以上

- 老人短期入所施設
 - 介護老人保健施設
 - 特別養護老人ホーム
 - 養護老人ホーム
- etc



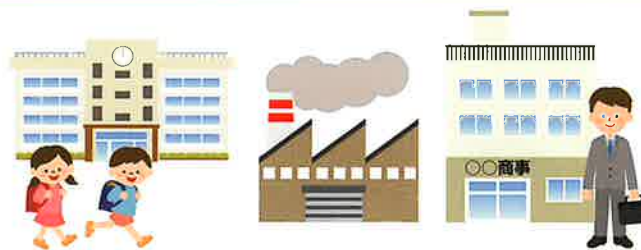
建物全体の収容人員が30人以上

- ホテル
 - 店舗ビル
 - スーパーマーケット
 - レストラン
 - デパート・百貨店
 - 病院・診療所
 - 集会所
- etc



建物全体の収容人員が50人以上

- 学校・学習塾
 - マンション
 - 事務所ビル
 - 倉庫
 - 工場・作業所
 - 図書館
- etc



※収容人員とは、その防火対象物に出入り、勤務又は居住する者の数をいいます。

**防火管理者の
選任が必要です!**

**防火管理者を選任して、
消防署へ届出をしましょう。**



防火管理者の選任義務があるにもかかわらず未選任・未届の場合は以下のような罰則があります。

罰則

防火管理者選任命令違反

6月以下の懲役又は50万円以下の罰金

防火管理者選解任届出義務違反

30万円以下の罰金又は拘留

防火管理者とは

防火管理者は、防火管理業務の推進責任者として、防火管理に関する知識を持ち、強い責任感と実行力を兼ね備えた管理的又は監督的な地位にある方ではなりません。



消防計画の作成・届出



防火管理者

消火避難訓練の実施



消防用設備等の点検・整備



火気の使用又は取扱いに関する監督



収容人員の管理



防火上の設備の維持管理



防火管理者の資格

防火管理者は、防火管理講習修了者又は防火管理者として必要な学識経験を有すると認められる者等ではなりません。



防火管理講習修了者

甲種防火管理講習修了者
又は
乙種防火管理講習修了者
※乙種防火管理講習修了者を選任できるのは比較的規模の小さい防火対象物です。



学識経験を有すると認められる者

- ・安全管理者 (労働安全衛生法)
- ・防火対象物点検資格者
- ・危険物保安監督者 (甲種危険物取扱者)
- ・保安管理者 (鉱山保安法) etc

四日市市消防本部主催の防火管理講習の日程はホームページをご確認ください。

四日市市消防本部

検索

防火管理者、消防計画に関するお問い合わせ

- 消防本部予防保安課 059-356-2008
- 中消防署 059-356-2012
- 中消防署中央分署 059-325-4717
- 中消防署西分署 059-326-2583
- 北消防署 059-365-5325

- 北消防署朝日川越分署 059-377-4945
- 北消防署北部分署 059-361-1119
- 南消防署 059-345-0530
- 南消防署南部分署 059-349-5119

四日市市消防本部・四日市市防火協会